

寄稿

# DV等被害者法律相談 援助制度について

日本司法支援センター（法テラス）本部  
犯罪被害者支援課 ● 佐藤 由美

## 日本司法支援センター（法テラス）について

日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）は総合法律支援法に基づき、平成18年4月に「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立されました。法テラスは全国の都道府県に地方事務所等を設置し、情報提供業務、民事法律扶助業務、犯罪被害者支援業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務、日弁連委託援助業務を行っています。

## DV等被害者法律相談援助制度の開始と概要

法テラスでは、「犯罪被害者支援ダイヤル」(0570-079714/なくこたないよ)を設け、犯罪被害者やそのご家族の方へ犯罪被害者支援に関する法制度紹介等の情報提供のほか、弁護士の支援が必要な方には、地方事務所を通じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士への取次業務等の犯罪被害者支援業務を行っております。

平成30年1月には、生命・身体への深刻な被害に急速に進展する危険性のあるDV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方に、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助」を開始しました。

DV等被害者法律相談援助は、被害を受けている御本人が対象で、被害の防止に必要な相談であれば、刑事・民事を問わず、法テラスと契約のあるDV・ストーカー及び児童虐待の被害者支援の経験や理解のある弁護士（DV等被害者援助弁護士）に相談できます。相談費用（5,500円）は、法律相談実施時に相談者の方の有する処分可能な現金等資産が合計300万円を超える場合のみ、相談実施後にご負担いただきます。

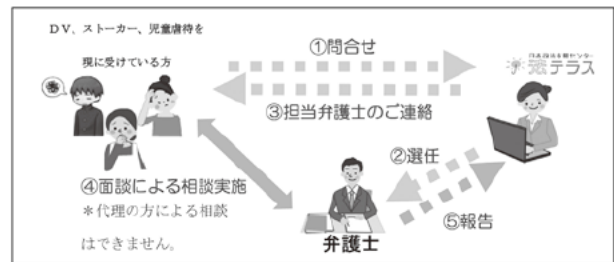
相談の申込みは、各地の法テラスの事務所又はDV等被害者援助弁護士の事務所を受け付け、相談は各地の法テラスの事務所、弁護士事務所及び弁護士会等の法テラスが指定した相談場所で行います。事情により相談者の方が既設相談場所に赴くことができない場合には、一定の要件の下、弁護士が相談場所に出張しての法律相談も提供しています。

さらに、法律相談実施後に弁護士へ法的手続等の代理を依頼したい場合、一定の要件に該当される方は、民事法律扶助等の弁護士費用等に関する援助制度をご利用いただけます。

なお、令和2年4月の緊急事態宣言を受けて、面談での法律相談が困難であることを踏まえ、同年5月より電話等によ

る相談が実施できるよう、制度を改正しました。当初、同年10月31日までの期間限定の実施としておりましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況に鑑み、本年9月30日まで延長となっております。最新の情報は法テラスホームページでご確認をお願いします。

DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



## 児童虐待被害者への制度周知の取組

深刻な被害の発生が後を絶たない児童虐待については、社会全体で対策することの重要性が一層増しており、法テラスにおいてもDV等被害者法律相談援助制度を活用した被害児童に対する支援に努めております。令和元年度からは、虐待を受けている児童本人が法テラスにアクセスできるように、制度概要を分かりやすく説明したポスター（ポケットカード付き）を作成し、小中学校等への掲示を依頼する活動しております。

DV等被害者法律相談援助制度における、児童虐待に関する法律相談の対象は18歳未満の児童であり、低年齢の児童も含まれます。低年齢の児童は支援者なしでは必要な支援を受けることが難しく、身近な大人の支援が必要です。支援者向けの制度概要のチラシも準備しておりますので、関係機関の方でチラシの配架をしていただける場合には、法テラス本部にご連絡いただければ、送付させていただきます。

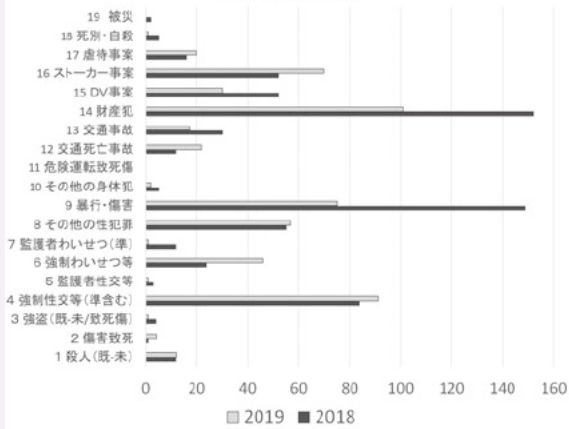
## 関係機関との連携

DV等の被害を受けた方には、その被害状況から精神的にも大きなダメージを負い、様々な支援が必要となります。被害者支援を行う関係機関が、支援内容を相互に理解して、シームレスな被害者支援を行うことが肝要です。

法テラスでは、関係機関との協議や事例検討を行うなどして、制度の運用状況を確認しつつ、引き続き利用者のニーズに応じた支援に努めてまいります。

図表1

罪種別取扱い件数



※「20 その他」を除く。

図表2

時間帯別件数

